

令和7年度

島地小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

令和7年度 島地小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、「人間として、絶対に許されないもの」である。この認識をすべての人が共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で見守っていかなければならない。

本校では、このような精神に基づき、いじめの未然防止、早期発見に努め、重大な事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し解決につなげ、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「島地小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの定義「いじめ防止対策推進法第二条第1項」

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ◇冷やかしかからかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

めざす子ども像

しっかり聞いて話す子 まわりを明るくする子 じぶんから行動する子

【PTA等との連携】

- ・PTA
- ・学校運営協議会
- ・青少年健全育成委員会
- ・民生委員・児童委員
- ・児童クラブ
- （月1回の情報交換）

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談・養護教諭・担任・SC

【連携・協力体制】

PTA会長・島地駐在所長・児童民生委員・教育委員会

【関係機関】

- ・山口市教育委員会
- ・警察
- ・児童相談所
- ・こども家庭課（市役所）
- ・法務局

いじめ対策委員会の設置

【いじめ防止対策推進法第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する処置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校においては、国の基本方針が定めるいじめ対策組織として、いじめ対策委員会を置くこととし、管理職、担任、養護教諭、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーにより構成する。

当該委員会は、本校の組織的ないじめ対策の中核として、学校基本方針に基づくいじめの防止等に係る未然防止、早期発見、早期対応の各取組をより実効的に行うとともに、学校評価等を活用して、PDCA サイクルによる検証を行い、恒常的に改善を図ることを目的に設置する。

具体的な役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、改善の中核としての役割
- ◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒等に対するアンケート調査、聞き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ 必要に応じて関係機関に協力依頼を行い、いじめ解消に向けて取組を組織的に実施する役割

いじめの認知力を向上させ、早期発見に繋げるためのいじめの分類として、次のような3つのレベルが示されている。認知されたいじめがどのレベルかの認識にズレのない教師集団でなければならない。

●日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

●教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

●重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知されたいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

1 いじめの未然防止

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

① 教職員の資質・能力の向上

- ・教職員研修として、SCを交えたいじめに関する研修会、人権に関する研修会を実施する。
- ・綱紀保持研修を行い、教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力のない雰囲気をつくる。

② 児童理解の充実

- ・毎週月曜日の放課後に連絡会を行い、児童の様子について共通理解を図る。
- ・教職員やSCによる教育相談を行い、児童の不安や悩みにいち早く気づくことができるようにする。

(2) 学校の教育活動を通した取組

① つながりを深める教育課程の編成

- ・掃除、集会等における異学年活動を通して、児童一人一人の自己有用感を高める。
- ・複式学級の良さを生かし、児童が主体的に取り組む学習活動を仕組む。

② 道徳教育を中核とした心の教育の推進

- ・道徳科の学習を核とし、教育課程において様々な道徳教育を展開することで、いじめを許さない心、いじめを見抜く力を育てる。

③ 家庭・地域との連携

- ・日々の学習や特別活動、行事等において、友達どうし、教職員、保護者、地域住民と交流する機会を設け、コミュニケーション能力の向上を図る。

④ 他校との連携

- ・社会見学、宿泊学習、修学旅行、交流学习、ふれあいボランティア活動等の行事を、徳地地区の他校と合同で実施し、児童相互の交流の深化を図るとともに、校種間連携を進める。

⑤ 情報モラル教育の推進

- ・専門家による出前授業および学級活動、道徳科の学習を通して、インターネットの利用の仕方やその危険についての知識を身に付けさせる。

(3) いじめ防止対策委員会による評価・検証・改善

- ・本校教職員とSCによるいじめ防止対策委員会を年3回実施し、課題をもつ児童への対応や、いじめを未然に防ぐための方策について協議する。

2 いじめの早期発見

(1) 校内指導体制の確立

○ 全教職員による指導体制づくり

- ・小規模校の利点を生かし、担任だけでなく全教職員で情報を共有し合い、連携を密にする。
- ・SCによる心の授業や教育相談を実施し、より多くの目で児童を観察し、心の変化に気付くようにする。

(2) 具体的な取組

① 生活アンケートの実施

- ・毎週水曜日に生活アンケートを実施し、児童の内面の変化を把握する。気になる児童とはすぐに面談を行い、全教職員で情報を共有し対処する。

② 教育相談の実施

- ・担任や担任以外の教員が行う教育相談を学期に1回実施し、児童の内面の変化に

ついて、多様な視点から観察し、早期に対処する。

3 いじめの早期対応

(1) 学校の体制作り

① いじめを認知した場合の対応

- ・ いじめに係る情報が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して対応する。
- ・ 日常の観察や聴き取りにより、いじめを受けた児童や、いじめを知らせた児童の安全を確保した上で、状況の詳細を把握し、5 W 1 H に留意して記録する。
- ・ 把握した事実を基に、その後の対応について「いじめ防止対策委員会」を開き、協議する。

② 役割分担

- ・ いじめを受けている児童への対応：児童が相談しやすい教職員
- ・ いじめを行っている児童への対応：生徒指導主任を含む複数の教職員
- ・ 周りの児童への対応：複数の教職員
- ・ いじめを受けている児童の保護者への対応
：担任・生徒指導主任・管理職等複数の教職員
- ・ いじめを行っている児童の保護者への対応
：担任・生徒指導主任・管理職等複数の教職員

(2) 対応する上での留意点

① いじめを受けている児童・その保護者への対応

- ・ 共感的に理解し、「必ず守り通す」「必ず解決する」という姿勢を示す。
- ・ 事実を認知後、直ちに状況を整理し、早期に、正確に保護者に伝える。
- ・ 担任と管理職等複数の教職員で家庭訪問し、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況やその後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等を、誠意をもって対応する。

② いじめを行っている児童・その保護者への対応

- ・ 当事者のほかに、周りの児童からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
- ・ その行為に及んだ背景について十分に話を聴き、心情をくみ取る。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促す。
- ・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等、複数の教職員が面談し、当該児童への指導・支援の在り方を共に考え、謝罪の場を設定する等の働きかけをする。

③ 周りの児童・その保護者への対応

- ・ 「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」という態度で指導する。
- ・ いじめを受けている児童が、どんなに辛く悲しい思いをしているかということを共感できるよう指導する。

(3) 教育相談のあり方

① いじめを受けている児童に対する教育相談

【進め方の例】

- ・心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
↓
- ・いじめの解決に向け、教職員も一緒に取り組み、「必ず守り通す」という気持ちを伝える。
↓
- ・児童と信頼関係がある教職員も対応に加わる。
↓
- ・心を開くまでゆっくり待つ。
↓
- ・共感的に聞き出す努力をする。
↓
- ・気持ちを安定させ、自信をもたせる。
↓
- ・(当該児童が望む場合は) 教職員が立ち会い、いじめを行っている児童と話し合う場をもつ。
↓
- ・教育相談を継続する

② いじめを行っている児童に対する教育相談

【進め方の例】

- ・事実を把握する。
↓
- ・いじめの行為の重大性に気付かせる。
↓
- ・自己指導能力を育む。
↓
- ・好ましい人間関係の在り方について指導する。
↓
- ・教育相談を継続する

(4) インターネット上のいじめへの対応

① いじめを受けた児童からの申し出を受けて、実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなど確認するとともに、本文等を印刷、写真撮影しておく。

② 必要に応じて、地方法務局、ネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた指導を行う。

(5) 保護者との連携

① いじめを受けている児童の保護者への対応

- ・積極的に SC や SSW 等と連携する。
- ・保護者との面談の時間を設定し、その思いに傾聴する。
- ・正確な事実の確認に基づいた説明を行う。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、児童の人権を守り、いじめを行っている児童に対して毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・プライバシーの保護に努め、個人情報が出漏れないよう、徹底した情報管理を行う。
- ・保護者の全面的な協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。
- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の「子どもと親のサポートセンター」等の相談機関を紹介する。

② いじめを行っている児童の保護者への対応

- ・積極的に SC や SSW 等と連携する。
- ・いじめを行っている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を希望する場合は、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。
- ・正確な事実を確認し、憶測は避ける。
- ・いじめの事案とは直接関係がない日常の様子にまで話を広げることのないようにする。
- ・いじめを受けている児童・その保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・いじめに及んだ原因、背景を保護者と共に考える。
- ・苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童のよりよい成長のために協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

① 地域との連携

- ・PTA や学校運営協議会委員と、いじめ問題について協議する機会を設けるほか、いじめ防止対策委員会に PTA や学校運営協議会委員の積極的な参画を得る。
- ・情報源については秘密を厳守すると共に、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。

② 関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策委員会」に、必要に応じて関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断

いじめ防止対策推進法

第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・上記のような事案が起きた場合、関係する児童や保護者から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ防止対策委員会」において判断する。判断にあたっては、山口市教育委員会から指導・助言を得る。

(2) 重大事件への対応

① いじめを受けている児童への対応

- ・「いじめ対策委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めていく。
- ・いじめを受けている児童の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、児童をいじめから守り通す。具体的には、緊急避難としての欠席等も考えられる。

② いじめを行っている児童への対応

- ・いじめを受けている児童を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて毅然とした厳しい対応を行う。

(3) 重大事態への対応手順

いじめの事実の通報・確認

- ・通報者の思いに共感的理解を示すと共に事実を確認する。
- ・事実について速やかに報告・連絡・相談する。



いじめ防止対策委員会を開催し、教育委員会に報告

- ・情報の集約と共有を図る。
- ・いじめ速報カードを市教委に送付し指導を受ける。
- ・関係機関と連携を図る。



当事者・周囲からの聴取（調査）

- ・いじめを受けて児童、いじめを行った児童、周囲の児童から話を聴き、記録にまとめる。



いじめ防止対策委員会を開催、その後の対応策を検討



児童・保護者への対応

- ・いじめを受けた児童への指導・支援
共感的理解、SCによる心のケア、家庭訪問、緊急避難等
- ・いじめを行った児童への指導・支援
謝罪の仕方、SCによる心のケア
- ・周りの児童への指導・支援

PDCAサイクルに基づいた年間予定

	時期	取組内容	達成目標
P	4月	・学校いじめ防止基本方針や年間の取組内容について職員会で協議、共有する。(4月)	・教職員が学校いじめ防止基本方針や進め方を理解する。
	5月	・学校いじめ防止基本方針をPTA総会でPTAに周知する。(4月)	・保護者が学校いじめ防止基本方針を理解する。
	5月	・新しいいじめ防止基本方針を学校のホームページで公開する。	・地域住民を含め、来校者等に周知する。
D	4月	・一人ひとりを大切にする気持ちを高めるためにAFPY等を活用しながら学級開きを行う。(4月)	・教師と児童、児童同士の人間関係を大切にした学級作りをする。
	5月	・週1回、生活振り返りカードの実施する。 ・毎朝、心の健康観察を実施する	・児童の人間関係を把握する。 ・いじめがあった場合に早期に発見、対応する。 ・児童についての情報を共有する。
		・週1回、児童理解の会を実施する。(毎週月曜日)	・児童がいじめがどのようなものなのかを理解する。
		・学期に1回、教育相談アンケートを実施する。実施後に全校児童に対して個人面談を行う。	
		・いじめに関する授業を行う。	
		・月1回、放課後児童クラブ指導員との情報交換会を行う。	・学校評価で児童の人間関係について肯定的にとらえている割合が90%以上
3月	3月	・学校評価についての職員会で、いじめ対策について把握できる項目になっているか協議する。(5月)	
		・アンケート実施後は、職員会・学校運営協議会で結果や改善点について話し合っていく。(10月・2月)	
		・保護者にも学校評価の結果を学校だよりで伝える。(9月・3月)	・児童についての理解を深めると共に保護者との人間関係を醸成する。
C	8月 2月	・家庭訪問や学期末の保護者会で児童の人間関係も把握する。(4月・7月・12月・2月)	
		・人権教育参観日・講演会を実施する。	
A	3月	・いじめ防止対策委員会を年3回実施する。(8月・10月・2月予定)	・いじめの事案について協議するとともに2月はいじめ防止基本方針について、見直しを含めた協議をする。
		・いじめに対する校内研修を開催する。(8月)	・学校の実態に合わせた見直しを図る。

いじめへの対策と対応【概要】

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

(2) いじめ発生（進行中）のいじめへの対応

事実関係の正確な把握

- ◎ 誰が誰に対してのいじめか
(個人 or 集団)
- ◎ どのようないじめか
(内容)
- ◎ きっかけは何か
(原因・動機・背景)
- ◎ いつごろから始まったのか
(期間)

早期対応（これだけは）

- ☆ いじめられた児童の指導
 - ・ 仕返しなどの不安感の除去、心情の共感的理解
- ☆ いじめた児童の指導
 - ・ 内面に迫る指導
- ☆ 全体への指導
 - ・ 傍観者的態度の払拭
 - ・ いじめへの立ち向かい
- ☆ いじめられた児童・その保護者への対応
 - ・ 受容と共感の態度で学校への理解を求める。
- ☆ いじめた児童・保護者への対応
 - ・ 事実を正確に伝え、学校の指導方針について理解を求める

校内での対応

【管理職】報告・連絡・相談を受けたら、適切な指導や方策を講じる。

【学級担任】事実把握とその解決のために、管理職や他の教職員に報告・連絡・相談を行いながら当事者や保護者への対応にあたる。

【生徒指導主任】解決策を提案し校内体制を整える。

【他の職員】担任・生徒指導主任と協力し、全校体制で解決にあたる。

関係諸機関との連携

- 教育委員会への報告
 - 他機関との連携
 - ・ 警察・法務局・児童相談所等
- ※状況により、適切に連携を図る。

(3) いじめ発生予防対策

- 学級づくり→ いじめを起こさない学級 → 心の居場所の確保
- 人権感覚を育てる→ { 子どもの人権の保障
分かる授業の保障
心の教育の充実 } → 人間尊重の精神の育成
- 子どもの手による全校的取り組み } → 所属感の醸成
- いじめ防止の意識啓発
- いじめについての研修（教職員・保護者）

(4) いじめ発生予防への日常的取組

- 日常の遊びや対話・観察
- 日記、諸調査による内面の変化の把握
- アンケートによる悩み事の相談
- 心の健康観察（毎日 高学年）
- 生活ふり返しカードの記入（週1回 低・中学年）
- 教育相談を定期的におこなう（各学期に1回）

(5) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめの解消について、国や県の資料には、以下のように示されている。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの条件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
止んでいる状態が、相当期間（3ヶ月を目安）継続していること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童本人や保護者への面談などで、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること

上記の2つの要件がともに満たされない場合は、解消とならない。

本校のいじめ解消もこれに準ずるものとする。本校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があるので、本校のいじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を維持するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を確認し、確実に実行する。また、いじめが解消された後も、本校の教職員は、日常的に注意深く観察する。

(6) いじめが発生した場合の対応手順



